

◎里庄町営墓地条例施行規則（第14条）

（工作物等の許可申請）

第14条 条例第15条の規定により使用者が工作物等の設置又は改造の許可を受けようとするときは、里庄町営墓地墓所工事許可申請書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1）許可証
- （2）工事設計図書

2 工作物等の範囲及び設置基準は、次のとおりとする。

（1）墓所の区画

ア 区画内周囲に石材、ブロック又はコンクリート等で縁石を築造する場合には、指定境界線から1センチメートル以上ひかえること。

イ 盛土の高さは、墓所地盤面から0.3メートル以内とすること。

（2）囲障

ア 石材、ブロック又はコンクリートをもって築造すること。

イ 高さは、墓所地盤面から0.8メートル以内とすること。

（3）墓石及び形象類

ア 墓石の設置は、1区画に2基以内とすること。また、墓石以外の形象類は、墓所の管理上支障がない範囲での設置とすること。

イ 墓石及び形象類の高さは、墓所地盤面から2.0メートル以内とすること。

ウ 墓石最下段の台石背部と背後境界線との間隔は、0.3メートル以上あけて設置すること。

（4）上屋根、板塀及び竹垣を設けないこと。また、樹木を植えないこと。

3 町長は、第1項の申請を許可したときは、里庄町営墓地墓所工事許可証（様式第12号）を当該申請者に交付するものとする。

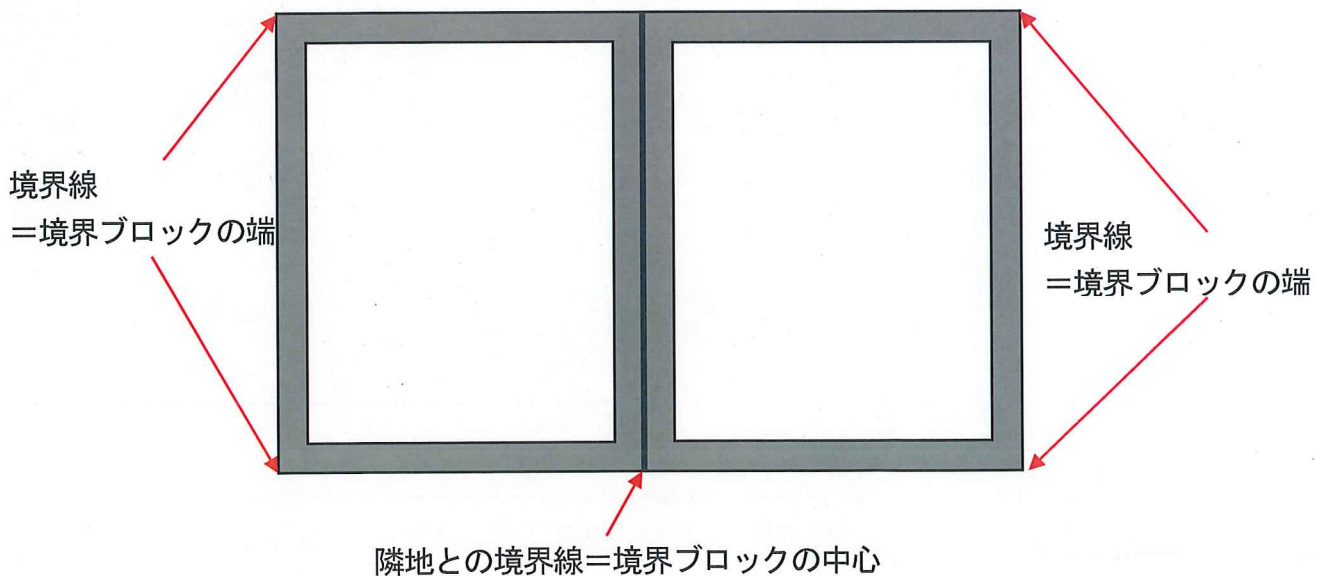
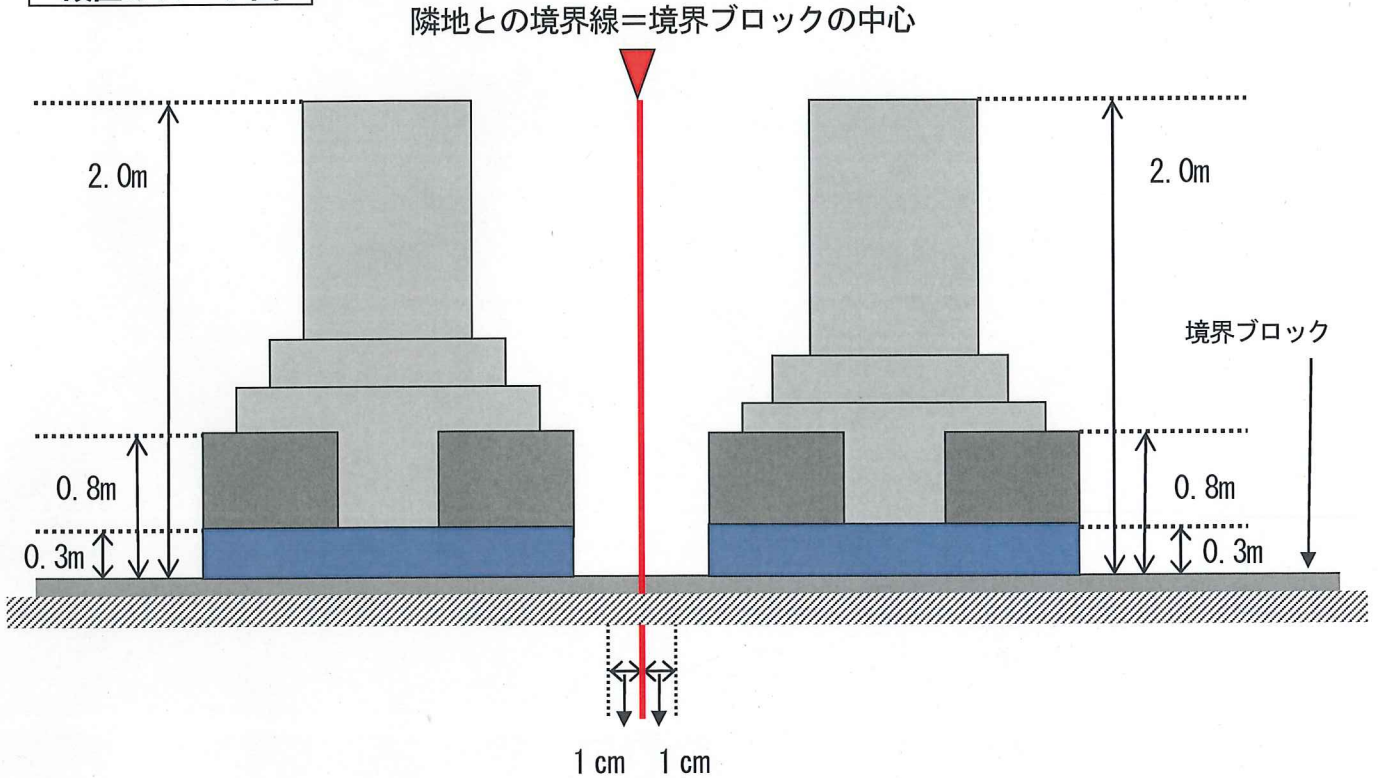
4 前項の規定により許可を受けた者は、工事完了後直ちに里庄町営墓地墓所工事完了届（様式第13号）に必要な書類を添えて町長に提出し、係員の検査を受けなければならない。

【設置基準】

| 墓石設置数 | 盛土の高さ | 囲障の高さ | 墓石の高さ (墓所地盤面 からの高さ) | 墓石最下段の 台石背部と背後 境界線との境 | 上屋根・竹垣 板塀・植樹 |
|-------|---------|---------|---------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 2基以内 | 0.3m 以内 | 0.8m 以内 | 2.0m 以内 | 0.3m 以上 | 設置不可 |

※縁石を築造する場合は、指定境界線から1cm以上ひかえること。

設置のイメージ図



※縁石を築造する場合は、各指定境界線から1cm以上控えること。(規則第14条第2項)